⑷3　資産の評価
　基準価額についてその算出方法（有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。）、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
⑷4　保管
　外国投資信託受益証券の保管に関する事項を記載すること。ただし、振替外国投資信託受益権については、この限りでない。
⑷5　信託期間
　ファンドの存続期間について記載すること。
⑷6　計算期間
　ファンドの計算期間について記載すること。
⑷7　その他
　ａ　ファンドの解散又は償還条件等について記載すること。
　ｂ　約款の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。
⑷8　受益者の権利等
　分配金の受領権、償還金の受領権、外国投資信託受益証券の買戻し請求権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。
⑷9　為替管理上の取扱い
　分配金、売却代金等の送金についての為替管理上の取扱いについて記載すること。
⑸0　本邦における代理人
　本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該届出に係る外国投資信託受益証券の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人（第９条第１項の規定により当該発行者を代理する権限を有する者をいう。）との関係について記載すること。
⑸1　裁判管轄等
　当該届出に係る外国投資信託受益証券に関する訴訟について、管轄権を有する裁判所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。
⑸2　ファンドの経理状況
　ａ　財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。⑹0ｂにおいて同じ。）から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第３条第１項に規定する監査報告書をいう。以下ａ及び⑹0ｂにおいて同じ。）又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（日本語による翻訳文を含む。⑹0ｂにおいて同じ。）を該当する財務書類に添付すること。
　ｂ　以下の「記載上の注意」によりがたいやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
　ｃ　最近２計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
　ｄ　財務書類は、財務諸表等規則第131条第５項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合は、第十三号様式及び第十三号の二様式によること。
　ｅ　併合によりファンドの最近２計算期間（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。⑸3及び⑸4ａにおいて同じ。）に係る財務書類を作成していない場合には、投資者がファンドの投資資産の状況を適切に把握できるよう、第四号様式「記載上の注意」⑷4ｄに準じて、当該併合に係るファンドの状況について記載すること。
⑸3　貸借対照表
　最近２計算期間に係る貸借対照表について記載すること。
⑸4　損益計算書
　ａ　最近２計算期間に係る損益計算書について記載すること。
　ｂ　記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。
⑸5　投資有価証券明細表等
　投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）第57条第１項に規定する附属明細表に準じて記載すること。
⑸6　ファンドの現況
　有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。ただし、併合により新たに外国投資信託受益証券が発行される場合には、投資者がファンドの現況を適切に把握できるよう、第四号様式「記載上の注意」⑷9ただし書に準じて、当該併合に係るファンドの状況について記載すること。
⑸7　外国投資信託受益証券事務の概要
　当該届出に係る外国投資信託受益証券に関し、次の事項を記載すること。
　ａ　名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
　ｂ　受益者等に対する特典
　ｃ　外国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
　ｄ　その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項
⑸8　管理会社の概況
　ａ　有価証券届出書提出日の直近日現在の管理会社の資本金の額並びに管理会社が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。
　　なお、最近５年間における資本金の額の増減についても併せて記載すること。
　ｂ　管理会社の機構について記載すること。なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。
⑸9　事業の内容及び営業の概況
　外国投資信託受益証券の管理会社が複数のファンドを運用している場合には、ファンドの設定又は運用が行われている国別及びファンドの種類別（基本的性格）の本数及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額の合計額を記載すること。
⑹0　管理会社の経理状況
　ａ　管理会社の最近２事業年度（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近事業年度）における財務書類について記載すること。
　ｂ　財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するものを該当する財務書類に添付すること。
　ｃ　財務書類は、財務諸表等規則第131条第５項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合には、金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式第十二号中様式Ｂに準じて記載すること。
　ｄ　管理会社が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第１条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には、ａ及びｃ本文の記載並びにｂに規定する書類の添付に代えて、同令第二号様式「第三部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」の「２　継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている管理会社の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書（同条第18号の５に規定する四半期報告書をいう。以下ｄにおいて同じ。）（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書について記載すること。